長野市監査委員告示第4号

地方自治法第 199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年3月29日

長野市監査委員 鈴 木 栄 一

同小澤輝彦

同 三 井 経 光

同 池田 清

第1 監査の範囲

平成28、29年度における財務に関する事務及びその他の事務

第2 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

	対 象 等	期	間
	地域・市民生活部 浅川支所 大豆島支所 安茂里支所 小田切支所 芋井支所 戸隠支所 柵連絡所 鬼無里支所		
	こども未来部 加茂保育園 とがくし保育園 鬼無里保育園	平成29年8月23日から平成30年3月22日まで	
	教育委員会 浅川公民館 大豆島公民館 戸隠公民館 鬼無里公民館 三輪小学校 城東小学校 南部小学校 川中島小学校 鬼無里小学校 西部中学校 川中島中学校 鬼無里中学校		
中			
	財政部 財政課 契約課 管財課 市民税課 資産税課 収納課		
期	文化スポーツ振興部 文化芸術課 スポーツ課		
	農林部 農業政策課 農業土木課 森林整備課 いのしか対策課	平成29年9月27日か 平成30年3月22日ま	月27日から
	都市整備部 都市政策課 交通政策課 公園緑地課 市街地整備課(もんぜんぷら座) 駅周辺整備課		月22日まで
	議会事務局		
	農業委員会事務局		
	消防局 総務課 予防課 警防課 通信指令課		

企画政策部 秘書課 企画課 人口増推進課 広報広聴課 東京事務所	
監査委員事務局	[☑] 成29年12月19日から [☑] 成30年3月22日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員 からの説明を聴取するとともに、抽出による書類監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、また、現金の取扱い及び備品の管理状況について、抽出による実地監査を実施した。

特に重点項目として、次の3項目について重点的に監査を行った。

- (1) 現金の取扱い及び備品の管理状況について
- (2) 契約事務について
- (3) 負担金、補助及び交付金の交付事務について

第4 監査の結果

財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例 が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。 改善を要する事例については、次のとおりである。

1 重点項目

(1) 収納料金の払込みを適正に行うべきもの

コピー使用料について、1万円を超える現金を所属で保管し、数日後に指定金融機関等へ払 込みを行っていた事例、複数月分をまとめて指定金融機関等へ払込みを行っていた事例があっ た。

長野市会計事務の手引によると、コピー使用料については、1か月ごとに(ただし収納金額が1万円を超えた場合には速やかに)調定し指定金融機関等へ払い込むこととされている。 手引に基づき適正な収納事務をされたい。

(2) 調定事務を適時に行うべきもの

ア 行政財産使用料について、歳入調定の手続きが遅滞していた事例があった。

長野市市有財産条例によると、使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収することとされている。

条例に基づき、適正な調定事務をされたい。

【鬼無里支所 人権・男女共同参画課 観光振興課 スポーツ課 長野図書館 博物館】

イ 戸隠民舞伝習施設使用料について、納入通知書兼納付書を発行した際に歳入調定を行って いない事例があった。

調定誤りや調定漏れ防止のため、適正な調定事務をされたい。

【観光振興課】

ウ 鬼無里就業施設の土地建物貸付料について、契約書で定めている支払日を過ぎてから調定 し納付書を発行していたものがあった。

契約書に基づき、適正な調定事務をされたい。

【観光振興課】

(3) 物品等の管理を適正に行うべきもの

重要物品等について、長野市財務規則に規定されている不用決定の決裁及び備品使用簿(備品台帳)の取消手続きがされないまま廃棄されている事例があった。

長野市財務規則及び長野市会計事務の手引に基づき適正に管理されたい。

また、課長等は、会計年度末に行う重要物品等の現在高調査を確実に実施されたい。

【観光振興課 農業政策課 消防局総務課】

(4) 契約締結事務を適正に行うべきもの

ア 地方自治法施行令第 167条の2第1項第5号では、随意契約によることができるものの一つとして、「緊急の必要により競争に付することができないとき」を掲げている。また、その取扱いについては、契約の手引において明示されている。

屋島排水機場堆積土砂撤去業務委託は、梅雨期の排水機場の運転に備え5月末日までに実施したものであり、緊急の必要により競争に付することができない場合には該当しないにもかかわらず、緊急処理業務委託として随意契約していたものであった。

法令等に基づき、適正な契約事務をされたい。

【農業土木課】

イ 業務委託契約の指名競争入札の実施に当たり、長野市契約規則第26条では原則として5人以上指名するとされているが、2人の指名により実施していた事例があった。

規則等に基づき、適正な契約事務をされたい。

【長野図書館】

ウ 長野市契約規則第28条では、随意契約の相手方は、特別な場合を除き、有資格者名簿に登載された者のうちから定めなければならないとされているが、例外として、長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱第12第2項に該当する場合は、有資格者名簿によらず契約の相手方を選定することができるとされている。

長野駅自転車駐車場鍵保管業務において、同要綱の規定に該当しないにもかかわらず、有 資格者名簿に登載のない者を選定し、契約していた。

規則等に基づき、適正な契約事務をされたい。

【交通政策課】

(5) 規則等に基づいた補助金等交付事務を行うべきもの

ア 団体への補助金等のうち、各補助金交付要綱でその提出書類を定めているものについて、 実績報告書に添付することとされている支払証拠書類が添付されていない事例や、支払証拠 書類とはならない請求書等が添付されている事例があった。

要綱に基づき、適切な事務処理をされたい。

【鬼無里支所 人口增推進課 学校教育課】

イ 長野市農業振興事業(農業機械化補助金事業)補助金について、同補助金交付要綱では、 長野県農業共済組合が実施している果樹共済に加入していることを補助要件の一つとしてい るが、果樹共済未加入者に対し、年度末までに加入することを条件に、確約書を徴取するこ とで補助金を交付していた。

要綱と事業の運用実態が整合するよう、適切な事務処理をされたい。

【農業政策課】

2 収入事務

(1) 徴収事務を適正に行うべきもの

ア 行政財産の使用料は、長野市市有財産条例に基づいて算定方法が定められているが、行政 財産(建物)使用料計算書の計算式に誤りがあったため、適正な金額を徴収していない事例 があった。

条例に基づき、適正な金額で徴収されたい。

【地域活動支援課】

イ 行政財産貸付に係る電気使用料については、市有財産賃貸借契約書において、子メーターにより電気使用量を計測し電気料を計算するものとしているが、算定に使用した電気使用量及び料金単価が誤っていたため、契約書で定める金額とは異なった金額を徴収していた事例があった。

契約書に基づき、適正な金額で徴収されたい。

【消防局総務課】

ウ 長野市市営分収造林は、市と土地所有者との間で締結した分収林契約書に基づき、収益を 分収することとしている。

伐採することとなった立木補償料については、契約書に定める分収割合により算出し分収 するものであるが、分収割合の錯誤により、契約書で定める金額とは異なった金額を徴収し ていた。

契約書に基づき、適正な金額で徴収されたい。

【森林整備課】

エ ボブスレー・リュージュパークの使用時間は、長野市ボブスレー・リュージュパークの設置及び管理に関する条例施行規則において、午前9時から午後5時までと定められており、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができるとされている。

これにより、規則で定める使用時間外の使用を許可したが、この施設使用料について、条例では明確な定めがなかったにもかかわらず、通常使用の場合の1時間当たりの金額を割り出し徴収していた事例があった。

使用時間外の使用料について、使用実態と整合するよう条例等を整備されたい。

【スポーツ課】

オ 住宅家賃や施設使用料、行政財産目的外使用料について、発行された納付書に納期限が設 定されていなかった事例があった。

納付書には納期限を設定し、適切な徴収事務をされたい。

【人権・男女共同参画課 観光振興課 教育委員会総務課】

カ 信州新町萩野森の家の使用料については、長野市信州新町萩野森の家の設置及び管理に関する条例第5条の規定により、前納しなければならないとされているが、後納しているものがあった。

条例に基づき、適正な収入事務をされたい。

【観光振興課】

キ 団体が使用したコピー機の使用料で、使用の都度徴収せず、後日まとめて徴収していた事例について、使用申込書の原本を使用団体に渡し、後日使用料を徴収する際に改めて提出させていた。このため、その間の使用団体や使用枚数等の記録は控えられていなかった。

こうした事務処理は、徴収漏れにつながるおそれがあることから、使用申込書は使用の都 度徴取し、使用料徴収時に突合するなど、適正な収入事務をされたい。

【鬼無里公民館】

(2) 債権管理を適正に行うべきもの

・ 住宅新築資金等貸付金について、住宅新築資金等償還金の滞納者に対する事務処理要領では、納付の意思を示しているものの一括納付が難しい場合には分割納付を認めており、その際は納付誓約書を提出させることとしているが、債務者から納付誓約書を徴取していない事例があった。また、人事異動に伴う事務引継ぎの不備により、滞納に関する経過の記録が保存されていなかった。

納付誓約は債務の承認であり時効が中断される。債権の保全を確実にするためにも、分割 納付の際には納付誓約書を徴取するとともに、滞納整理に係る関係書類を適切に保管するな ど、債権管理を徹底されたい。

・ 住宅新築資金等貸付金の根拠条例である [旧] 長野市同和地区住宅改修資金貸付条例では、 延滞金を支払うべきことを請求することができるとされているが、請求していなかった。

なお、延滞金請求においては、債務者の状況を把握し償還能力等を考慮した事案ごとの判 断が必要となるが、判断基準は作成されていない。

期限内納付者との公平性を確保する観点からも、延滞金の適切な請求が求められる。延滞 金請求に関する判断基準を事務処理要領で定め、適切な徴収事務を行われたい。

【人権・男女共同参画課】

(3) 適切な科目で歳入すべきもの

行政財産目的外使用料については、(款)使用料及び手数料で徴収すべきところ、(款)諸収入としていた事例があった。

適切な収入科目で処理されたい。

【教育委員会総務課 博物館】

3 支出事務

(1) 時間外勤務手当の事務を適正に行うべきもの

時間外勤務手当について、勤務実績の入力漏れや未決裁による支払不足があった。 勤務命令に対しては、直接責任者による実施確認に併せて、実績入力や決裁の確認を行われ たい。

【文化財課 博物館】

(2) 旅費の支出事務を適切に行うべきもの

旅費について、運賃の錯誤等により鉄道賃が支給不足となっていた事例があった。 旅費の手引に基づき、適正な支出事務をされたい。

【地域活動支援課】

(3) 支出事務を適正に行うべきもの

管理運営業務委託料の支払いについて、契約書で支払期日を定めていたが、期日を過ぎて支 払っているものがあった。

契約書に基づき、適正な支出事務をされたい。

【人権・男女共同参画課】

(4) 郵便切手等の管理を適正に行うべきもの

所属で使用する郵便切手等について、保管枚数と受払簿が一致していないものが見受けられた。

郵便切手等は金券であるので、定期的に残数を確認するなど適正な在庫管理を徹底されたい。 【農業土木課 選挙管理委員会事務局】

4 財産管理事務

施設の使用許可事務を適正に行うべきもの

ア 長野市林業者宿泊施設の使用に当たっては、長野市林業者宿泊施設の設置及び管理に関する条例において、市内で林業関係に就業する単身者であることを使用の資格条件とし、 雇用主の証明書提出を使用手続きの一つとしているが、現在の使用者についてその手続き を経ず、使用資格条件の確認が不十分なまま使用させていた事例があった。

条例に基づき適正な施設使用者の選定を行う必要があるが、実態と整合させた市営住宅等 への転換も視野に、早急に改善策を講じられたい。

【森林整備課】

イ 消防局が所管する長野市消防団長野第八分団詰所について、長野市財務規則に定める行政 財産目的外使用許可事務において不適正な事例があった。

同詰所の使用に当たり、市と住民自治協議会(以下、「協議会」という。)で協定書を締

結し、協議会が包括的に目的外使用許可を受けることで、協議会だけでなく協議会が認めた 別の団体も使用できるものとしていた。

長野市財務規則では、使用許可を受けた団体以外の第三者に使用させてはならないことを 使用許可の条件としており、この協定書は規則の規定と整合しない。

規則に基づいた適正な使用許可事務を行われたい。

【消防局総務課】

5 その他の事務

各種団体の出納事務を適正に行うべきもの

ア 職員による立替払があった。 適正な事務処理を徹底されたい。

【戸隠支所 商工労働課 観光振興課 いのしか対策課】

イ 収入の手続きを行わず、収支の差額で支出する出納処理が散見された。 適正な事務処理を徹底されたい。

【地域活動支援課】

第5 意見

1 施設の管理・運営について

施設の管理・運営に当たって特に注意を要する2件について、意見を申し上げる。

(1) 地区住民により実施されている排水路の堰掘り作業について、施設職員が出席しない代わりに、例年施設の公費で日本酒を購入し持参していた事例があった。

この排水路は下水道が整備され、施設からの排水は雨水のみとなっている。堰掘り作業への出不足金という側面をもった本件は、当然に公費で負担すべきものではない。

支出の是非及び堰掘り作業への出席の是非について、他施設との公平性の観点からも改めて見直されたい。

(2) 施設の使用に当たって、条例で定められている市長の許可を行っていない事例があった。 条例では、施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされて いるが、実際には、使用者は事前に申請書を施設の管理委託者に提出しているものの、管 理委託者は申請書をまとめて所管課に送付し、所管課は受付をするのみで、許可について の決裁処理を行っていない。

なお、当該施設は、平成25年度の定期監査においても同様の指摘を受けているが、4年 を経た現在に至っても「管理委託者との調整が済み次第適正な許可を行う」とし、抜本的な 改善措置はとられていない状況である。

条例に基づき適正に運用を行うよう、早急に改善を図られたい。

2 適正な調定・徴収事務の執行について

書類監査を行う中で、調定手続きの遅滞や納付書における納期限の記載漏れ、行政財産目的 外使用料の積算誤りや自動販売機の電気代請求の根拠となる金額の確認漏れによる誤請求など、 調定・徴収事務の執行に誤りがあった事例が散見された。いずれもチェック体制が十分に機能 していなかったことが一因である。

平成29年7月、副市長を委員長とする事務処理適正化対策委員会が設置され、全庁的な原因等の分析・検証や再発防止策の検討、徹底を図っている。こうした取組により、建設工事等積算誤り及び情報処理システム関連等重大な誤りの発生件数は、委員会設置前の4月から7月までの19件に対し、8月以降は市県民税の過大徴収や後期高齢者医療保険料の徴収漏れなど7件と減少してはいるものの、対策の実効性を確保するためには今後も誤りの原因を検証し、改善につなげていくことが必要である。

事務の執行が法令等に基づき適正に行われることを確保するためのチェック体制の更なる強化とともに、不正や誤りなどを未然に防止し、発生してしまった場合にも迅速かつ適切に対処できる体制を構築することは大変重要である。

地方自治法の一部改正により、首長は内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが求められた。県及び指定都市以外は努力義務とされてはいるものの、本市においても、事務執行の誤りによって住民の信頼を損なうことのないよう、内部統制システムの構築について具体的なスケジュールのもと早急に調査・研究に着手されたい。

[行政監査の視点での監査について]

「長野市やまざとビジネス支援補助金」交付事務について

本補助事業は、補助率10分の8以内、上限 1,000万円以内という極めて高額な補助制度であるとともに、事業開始後5年以上継続して事業を実施する計画があることを要件とする、全国的にも類を見ないものである。

そこで今回、補助金交付事務の手続きや成果報告等の実態について、行政監査の視点で検証 することにより、今後の補助金交付事務が適正かつ効果的な事務執行に資することを目的に監 査を実施した。

第1 監査の範囲

平成25年度から平成29年度までにおける「長野市やまざとビジネス支援補助金」交付事務

第2 監査の対象及び期間

- (1) 監査の対象 地域活動支援課
- (2) 期間 平成29年9月27日から平成30年3月22日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員からの説明を聴取するとともに、書類監査を実施した。

また、補助事業状況について、抽出による実地監査を行った(4事業者)。

監査に当たっては、その事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを 主眼として、次の各事項に着目した。

- (1) 市や社会にとって公共の利益となっているか。
- (2) 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 事務執行は規則等に基づいているか。
- (4) 補助金の交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (5) 補助金の算出は合理的な基準により行われているか。
- (6) 補助対象事業について適切な目標が設定され、その成果が把握されているか。
- (7) 補助の効果は確認されているか。また補助効果の点より整理すべきものはないか。
- (8) 補助金交付がなければ事業が実施できないか。
- (9) 補助先に偏りはないか。

<行政監査の視点から>

(1) 助成行政(社会福祉、保健、保育、教育、産業振興等の充実のため市民に対し財・サービスを提供する行政)に係る運用基準、要綱等は制度の目的に合致して整備されているか。

- (2) 事業実施前後における活性化の状況や市民の評価等について、十分把握しているか。
- (3) 行政の守備範囲と補助対象団体等の守備範囲は区分されているか。
- (4) 補助対象事業と補助対象団体の独自の事業との区別が明確になっているか。補助対象基準に定められていない経費が含まれていないか。また、補助目的以外に使用されていないか。
- (5) 補助金等の交付団体に対する指導・監督は、適切に行われているか。

第4 補助事業の概要

平成22年度に策定された「長野市やまざと振興計画」では、「「やまざと」のもつ魅力や資源をいかし、未来につなぐ、いきいきと元気な地域づくり」を基本目標とし、中山間地域(※)の振興に向けて「魅力ある地域づくりの推進」「地域資源を活用した農林業等の産業の振興」「安全安心な生活の確保」の3つを基本方針としている。

その後、平成25年度の改訂版において、「地域における雇用の創出や地域内への経済波及効果、地域の課題解決など地域の活性化に資することを目的に、中山間地域の資源を活用し実施するビジネスについて支援を行う」ことが盛り込まれ、同年4月1日に「長野市やまざとビジネス支援補助金交付要綱」が施行された。

(※) 中山間地域…浅川、小田切、芋井、篠ノ井(信里に限る。)、松代(豊栄及び西条に限る。)、若穂(保科に限る。)、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区

(1) 補助金の趣旨

中山間地域におけるビジネスの展開による①雇用の創出、②中山間地域内への経済波及、 ③中山間地域の課題解決等の中山間地域の活性化を図ることを目的に補助金を交付するもの

(2) 対象者

中山間地域の人材、生産物、自然環境等の地域資源を活用した事業を実施する個人又は団体

(3) 補助要件

- ①中山間地域の人材、生産物、自然環境等の地域資源を活用した事業
- ②中山間地域内の活動拠点において行う事業
- ③新たに実施する事業又は既に実施している事業を拡大する事業
- ④補助事業の開始後5年以上継続して当該補助事業を実施する計画がある事業
- ⑤中山間地域の活性化に資すると認められる事業

(4) 補助対象経費

事業実施に要する経費で、次に掲げるものを除く。

- ①建物及び用地の取得に係る経費
- ②調査研究及び計画作成に係る経費

- ③申請者及び補助事業に携わらない者の雇用に係る経費
- ④その他市長が不適当と認めた経費
- ⑤消費税及び地方消費税に相当する額

(5) 補助額及び交付期間

対象経費の10分の8以内(上限 1,000万円以内)を、3箇年度を限度とし、各年度において補助金の交付を受けることができる。

なお、2年目以降は前年度の実績報告を踏まえ、年度当初にヒアリングを行い、進捗状況 等を確認し、採択時の申請内容に基づき交付決定している。

(6) 補助事業の選考等

庁内審査会による一次審査を経て、公認会計士や税理士など経営管理に精通した7人の外部審査員が経営面に関する予備審査と二次審査を行い、その結果により推薦順位を決定し、市長へ報告する。

市長が補助事業者を内定した後、内定事業者が事業を展開する地域の住民に事業の概要を 説明し、説明を受けた住民自治協議会から「意見書」が市長に提出される。最終的に市長は 委員会の審査の結果を尊重し、併せて住民自治協議会からの意見を参考に、予算の範囲内で 採択する事業を決定する。

平成25年度の事業開始から今年度までの5年間で、中山間地域13地区全ての地域から、延べ50件の応募があり、今年度までに計12件を採択している(下表のとおり)。

長野市やまざとビジネス支援補助金 採択事業者一覧

年	度	事業者/代表者	補助額 (千円)	事業拠点	事業内容
H 25	1	(株)H2X 加藤 哲朗	10, 000	信州新町	・ファッションブランドの企画、製造、 販売 ・インターネット受注のTシャツプリン ト、オリジナルTシャツのデザイン、 プリント
	2	母さんの玉手箱本舗企業組合 黒岩 孝喜	10,000	信州新町	・竹林整備、淡竹加工特産化、地域食材 の通信販売等
H 26	3	炭農家うえの 植野 翔	10, 000	信州新町	・信州新町の玄米、木材を使用した玄米 珈琲・炭の生産・販売・販路拡大による国内外への地域情報の 発信
	4	自給自足life 竹内 孝功	10, 000	信更	・休耕地を利用した農家民宿で行う体験 型自然菜園及びワークショップ
	(5)	(株)アルプス・ビュー・ フォーラム 早川 幸枝	9, 700	大岡	・カフェベーカリー事業・天然酵母パン、雑穀普及のワークショップ開催及びレシピ本出版、各種イベントの主催

年	度	事業者/代表者	補助額 (千円)	事業拠点	事業内容
	6	秀平鍛刀道場 根津 啓	10, 000	信更	・日本刀・ナイフ・小刀等の制作・販売 ・小刀制作体験教室の開催、信更を日本 刀文化の発信地として国内外へ情報発 信
H 27	7	Block Atelier furniture 前澤 雅洋	10, 000	信州新町	・家具の製造販売、ショールームの開設・植樹イベント開催
	8	森の古民家カフェあだむさん ち スミス 陽子	8, 350	七二会	・カフェ・陶芸教室・陶芸品販売・ミニ 牧場 ・土地整備で出る竹や葛、桑を馬のえさ や陶芸の釉薬として活用する
H 28	9	(有)ふるさと鬼無里 宮島 政美	10, 000	鬼無里	・えごま油販売・えごま油製造見学会・自家用えごま油製造受託業務・えごまを使用した商品製造
	10	ソノマノ 竹内 正和	7, 826	鬼無里	・地元自然素材パン、加工品の製造販売・地元産の薪を燃料として活用した石窯焼きのパンづくり
	11)	(有)オフィスエム 寺島(村石) 純子	9, 792	信州新町	・地域産品の販売を通じた信級の情報発信・空き家等を活用した地域への集客、交流促進
H 29	12	ねこぽぽテラス 北澤 翼	9, 996	若穂	・村の旧公民館の改装と店舗増築 ・地元野菜直売所、パン工房を作り、新 たな集いの場とする
111111	+	12件	115, 664		

※太字は実地監査を行った事業者

第5 監査の結果

補助金交付事務の手続きは、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が 見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。 改善を要する事例については、次のとおりである。

所管課における実績報告の審査が不十分であったもの

- (1) 要綱では、実績報告書の関係書類として、補助事業に要した経費の支出を証明する書類を求めているが、領収書や通帳の写しではなく、請求書や支払通知等が提出されていた事例があった。【4事業者】
- (2) 補助事業に係る収支決算書の支出の部「補助対象経費」に記載の金額が、記載誤りにより支払証拠書類の合計額と一致していなかった。【1事業者】

第6 意見

1 補助率及び上限額の設定について

中山間地域において、その振興を妨げる要因には、①不利な地形条件、②過疎化、③少子 高齢化、④雇用の場・収入の確保の難しさ、⑤コミュニティの存続危機等があり、それらは 複雑に絡み合っている。

このような地域に本事業を活用した店舗等の拠点ができることにより、雇用が生まれ、交流が進み、地域の魅力を高めることで、課題の解決につながるとの考えから、本補助事業が設けられた。

しかし、次のような課題も見受けられた。

ア 補助率10分の8以内、上限 1,000万円以内という極めて高い水準となっているが、そのことで事業者のリスクが減少し、かえって補助金に依存しがちとなり、補助金終了後の自立的・持続的経営を妨げるおそれがある。

イ 人件費、原材料費、広告宣伝費など運転資金に多くの補助金を充ててしまうと、売上 が低迷した場合補助終了後の経営が厳しくなるおそれがある(例:人件費などの経常的 経費が6割を占めるなど)。

これらのことから、事業者が過度に補助金に頼ることなく、事業者の自立を促進させ、補助効果を高める観点からも、事業資金のほとんどを補助金で賄えてしまう高い補助率や上限額の設定を見直し、初期投資に焦点を絞ることで、事業開始時の事業者の背中を後押しするような補助制度への転換を検討されたい。

2 補助金額の確定事務について

(1) 要綱では、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費としないこと(平成26年度はこの限りでない。)としているが、これらを補助対象経費に含めて補助金額を確定していた事例があった。

平成27年度の実施要領改正においてこの項目が削除されたが、年度によって金額確定の根拠が変わるということは合理的であるとは言えない。また、対象経費の拡大という重要な規定については、本来実施要領ではなく、要綱に規定すべきであった。

要綱に沿った適切な運用に努められたい。

(2) 要綱では、各年度の事業完了後に実績報告書及び補助事業に係る収支決算書、補助事業に 要した経費の支出を証明する書類等の提出を求めているが、一部の事業者において、補助対 象外経費と思われるものが計上されていた事例や、補助対象経費に計上された食材について、 補助事業分と私生活分との区別が不明確な領収書等が添付されていた事例があった。

これらは本来、所管課が事業者に十分確認すれば起こり得ない事例である。補助金額も大きいことから、事業完了後の確定事務は細心の注意を払って行われたい。

3 成果の検証について

所管課では、補助事業全体の成果として、次のように評価している。

- ア 売上については、平成28年度に黒字化している事業者が11者中5者に留まっている。
- イ 一方で、荒廃地の整備や空き家の利用とともに、中山間地域の資源でもある地域の特産物を有効利用した事業や店舗販売など、農作物の販路の新たな受皿として農家の生産 意欲の向上につながっている。
- ウ 地域の高齢者をはじめとして、当初事業計画の目標値を上回る70人余りが新たに雇用 されている。
- エ 事業者本人に加え、市外からの従業員の転入が10人程に及んだ。
- オ 中山間地域で頑張る事業として各種マスコミにも取り上げられ、地域の知名度向上や 交流人口の増加に貢献するなど、副次的な効果も得られている。

しかし、本補助事業の本来の3つの目的(雇用の創出、中山間地域内への経済波及、中山間地域の課題解決)について、個々の事業者の目標と実績を数値で客観的に比較できる報告様式を定めておらず、また各数値の裏付け資料を提出させていなかったため、単に事業の実績を事業者の主観により自己評価するものとなっていた。

このため、所管課においても、個々の事業者が本補助事業により当初の目標に対して、年度毎にどれだけの成果を上げることができたかを客観的にチェックし、補助金の有効性を検証するまでには至らなかった(平成28年度以降、審査委員の意見を基に一部報告様式を追加した)。

補助の効果を適切に把握できるよう、報告様式や検証方法の見直しについて検討し、市民 が納得できるような成果報告となるよう改善を図られたい。

4 事業者への支援体制について

要綱では、補助期間中の補助事業者への支援体制について特に規定されていないが、所管 課では年度途中に現況把握を行うとともに、外部審査員による事業拠点への現地視察を毎年 度実施しており、その際、外部審査員がそれぞれの視点によりアドバイスを行っている。

しかし、中山間地域において展開されるビジネスという特殊性に鑑み、事業の定着・発展 を促進するため、庁内関係課や支所との連携による支援をはじめ、商工会、金融機関、企業 支援に関する専門機関など多方面からの支援につながる体制の構築についても検討されたい。

なお、所管課においては、平成30年度に要綱の改正を予定しており、より初期投資に特化した形で補助事業の見直しを図るとのことである。

本補助事業が中山間地域の活性化を図る上で一層効果的な補助制度となるよう努められたい。